

火災に遭われた方へ（各種手続きのご案内）

火災により被害を受けられた皆様には心からお見舞い申し上げます。この案内は、火災後の手続きや支援制度などをまとめたものです。ただし、全ての手続・制度を掲載したものではありませんので、参考としてご活用ください。なお、各種手続・制度の詳細については、各担当窓口へお問い合わせください。

発行：西条市生活福祉課（TEL：0897-52-1288）

1. り災証明書の発行

内容	申請時に必要なもの	担当窓口
火災の事実を証明する書類です。火災保険の申請や各種支援を受けるための申請等に使用します。（一部支援を受けられない場合もありますので、支援を受けるために申請する担当窓口を確認してください。）	①申請書（担当窓口で受け取るか、西条市ホームページからもダウンロードできます。） ②り災した物件の所有者以外の方が申請する場合は、委任状及び本人確認書類	消防本部予防課 (TEL 0897-56-0251) 西消防署 (TEL 0898-68-0119)

2. 各種支援

項目	内容	担当窓口
災害見舞金・災害救助物資の支給	住家が半壊・半焼以上の被害を受けた方に、見舞金や、毛布・緊急セットを支給します。	市役所生活福祉課 (TEL 0897-52-1288)
市営住宅への一時入居	火災により住家を失った場合、市営住宅へ一時的に入居できる場合があります。ただし、原則、使用料が発生し、部屋の空き状況等にもよりますので、担当課へお問い合わせください。	市役所管財住宅課 (TEL 0897-52-1561) 西部支所建設課 (TEL 0898-64-2700(内線2241))
火災で生じた廃棄物の処理	火災で生じた廃棄物を処分する場合は、「1. り災証明書の発行」の手続きにより「り災証明書」を取得のうえ、市役所衛生施設課または、西部支所環境課に事前にご相談ください。	市役所衛生施設課 (TEL 0897-52-1221) 西部支所環境課 (TEL 0898-64-2700)

3. 各種書類の（再）発行手続きの連絡先（市役所）

項目	連絡先
印鑑の再登録 (※印鑑登録証等を焼失され、引き続き印鑑登録が必要な場合)	・市役所市民課（TEL 0897-52-1211） ・西部支所総務市民課（TEL 0898-64-2700） ・丹原サービスセンター丹原サービスセンター係（TEL 0898-68-7300） ・小松サービスセンター小松サービスセンター係（TEL 0898-72-2111） ※登録した印鑑や印鑑登録証（カード）を焼失したが、印鑑登録証明書が必要な場合は、亡失の届出を行い、再度印鑑登録の申請を行う必要があります。 ※お手続きに必要なもの ①登録される印鑑 ②運転免許証・マイナンバーカード等の写真付きで官公署発行の身分証 ③手数料300円 ※代理人による登録申請や写真付きの身分証をお持ちではない場合は、上記連絡先までお問合せください。
国民健康保険の保険証等 (保険証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証)	【保険証】 市役所市民課市民係（TEL 0897-52-1211）、西部支所総務市民課市民生活係（TEL 0898-64-2700） 【限度額適用認定証、特定疾病療養受療証】 市役所国保医療課国保係（TEL 0897-52-1447）、西部支所福祉課国保医療係（TEL 0898-64-2700） ※本人確認ができるものをご持参ください。無い場合はご相談ください。
後期高齢者医療保険の保険証等 (保険証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証)	市役所国保医療課後期高齢者医療係（TEL 0897-52-1212） 西部支所福祉課国保医療係（TEL 0898-64-2700） ※本人確認ができるものをご持参ください。無い場合はご相談ください。
各種福祉医療受給者証 (子ども医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親世帯等医療費)	市役所国保医療課福祉医療費助成係（TEL 0897-52-1212） 西部支所福祉課国保医療係（TEL 0898-64-2700） ※本人確認ができるものをご持参ください。無い場合はご相談ください。
介護保険証等	市役所介護保険課（TEL 0897-52-1423） 西部支所福祉課（TEL 0898-64-2700） ※本人確認ができるものをご持参ください。無い場合はご相談ください。
母子健康手帳	市役所子ども未来課（西条市総合福祉センター2階）（TEL 0897-52-1316） ※本人確認ができるものをご持参ください。
年金証書・年金手帳 (国民年金)	市役所市民課年金係（TEL 0897-52-1383） 西部支所総務市民課市民生活係（TEL 0898-64-2700（代表）） 新居浜年金事務所 国民年金課（TEL 0897-35-1300（代表）） ※お急ぎの場合は、新居浜年金事務所の窓口で再交付の手続きができます。 ※再交付まで1か月程度かかることがあります。 ※年金手帳 現在加入している年金により申請先が異なります。厚生年金、共済年金加入の方は、勤務先を通じて再交付の申請を行ってください。 ※まずは、年金事務所か市役所にご相談ください。

項目	連絡先
パスポート (※有効期限のあるパスポートを焼失した場合)	市役所市民課 (TEL 0897-52-1211) ※有効期間中のパスポートを焼失した場合は、速やかに届け出る必要があります。 届け出ることにより、パスポートはその効力を失います。代理での届出はできませんので必ずご本人がお越しください。 ※届出に必要な書類等 ①紛失一般旅券等届出書、②り災証明書、③写真 (縦4.5cm×横3.5cm、6か月以内に撮影したもの) ④申請者本人と確認できる書類 ・1点で有効なもの・・・運転免許証、マイナンバーカード等の写真付きで官公署発行のもの ・2点で有効なもの・・・健康保険証、国民健康保険証、年金手帳、その他写真付きの身分証明書など ※この手続きは、パスポートを焼失・紛失したことを届け出るもので、再交付の手続きではありません。 ※焼失・紛失したのち、新しいパスポートが必要な場合は、新規申請の扱いになりますので、ご注意ください。 ※詳細については、市役所市民課へお問い合わせください。
マイナンバーカード	市役所市民課 (TEL 0897-52-1553) 西部支所総務市民課 (TEL 0898-64-2700 (代表)) ※マイナンバーカードの再交付は上記の窓口で行います。必要書類については事前にお問い合わせください。 ※火災等による再交付の場合、手数料1,000円 (マイナンバーカードと電子証明書の代金) をご負担いただきます。

4. 公共サービスの手続きの連絡先

項目	連絡先
電話 (NTT)	固定電話 (加入電話・INSネット) ご利用の場合 【お問い合わせ窓口】 ・TEL 0800-2000116 ・局番なしの「116」 ※「116」は携帯電話からはご利用になれません。
電気	ご自身が契約されている電力会社へご連絡ください。 【四国電力の場合】四国電力 東予営業所 (TEL 0120-102-960) (TEL 0897-56-2960)
ガス	ご自身が契約されているガス供給業者へご連絡ください。
水道	水道料金減免についてのお問い合わせ ※対象となる条件や必要書類等がありますので、以下までお問い合わせください。 【西条・小松地区】市役所水道業務課水道料金係 (TEL 0897-52-1584) 【東予・丹原地区】西部支所環境課水道係 (TEL 0898-64-2700 (代表))
郵便	お近くの郵便局で転居届を行うと、1年間旧住所宛の郵便物を新住所に転送することができます。

5. 税・保険料の減免手続きの連絡先

項目	連絡先
市税の減免	【市県民税】市役所課税課市民税係 (TEL 0897-52-1317) 【固定資産税】市役所課税課資産税係 (TEL 0897-52-1276) ※対象となる条件や必要書類等がありますので、上記までお問い合わせください。
納税相談窓口	市役所徴収課徴収係 (TEL 0897-52-1241) ※災害や失業・病気などやむを得ない事情により税金を納めることができない場合、納期内に納付することができないと認められる時は、申請に基づいて、一定期間徴収を猶予することができます。
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免・納付相談	【国民健康保険税】市役所課税課国保税係 (TEL 0897-52-1274) 【後期高齢者医療保険料】市役所国保医療課後期高齢者医療係 (TEL 0897-52-1212)、西部支所福祉課国保医療係 (TEL 0898-64-2700) ※災害や失業・病気など、やむを得ない事情により保険料を納期内に納付することができないと認められる時は、申請に基づき一定期間徴収を猶予することができます。 ※対象となる条件や必要書類等がありますので、上記までお問い合わせください。
介護保険料の減免	市役所介護保険課 (TEL 0897-52-1419) ※対象となる条件や必要書類等がありますので、上記までお問い合わせください。
所得税の軽減免除	伊予西条税務署 (TEL 0897-56-3290)

6. その他手続きの連絡先

項目	連絡先
相談業務 (市民相談コーナーでの相談)	市役所くらし安心課 (TEL 0897-52-1243) ※地域や家庭での悩みや問題についての相談窓口です。
建物登記関係	松山地方法務局西条支局 (TEL 0897-56-0188 (代表)) ※全焼した場合、法務局にて、り災建物の滅失登記の手続きが必要です。 (登記されていないり災建物は市役所課税課資産税係へ届け出が必要です。)